

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第286回 中国における『サイバー犯罪防止法』制定計画

2026年1月31日、中国公安部は『サイバー犯罪防止法（意見募集稿）』（以下「本法意見募集稿」という。）を発表した。サイバー犯罪が横行する中、日系企業や日本人個人もサイバー犯罪に巻き込まれる恐れがある。本法が正式に施行されることは、サイバー犯罪対策の強化や日系企業と個人のセキュリティの保障を強化する意義を持つため、今回はその要点を解説する。

◇日系企業の従業員が遭遇したサイバー犯罪事例

中国現地法人A社の従業員B氏が、携帯電話で出所不明のアプリを不用意にダウンロードしログインしたところ、それは犯罪組織が管理するアプリだった。犯人は当該アプリ経由でB氏の携帯電話に不正に侵入し、保存された情報を抜き取った。その後、プライベートな写真を使ってB氏を脅迫し、5000元の支払いと、B氏が所属するA社従業員用WeChatグループアカウントの提供を要求し、応じない場合は抜き取った写真を削除しないと通告した。B氏は恐怖に駆られ犯人の要求に応じたが、犯人は金銭とWeChatグループアカウントを受け取った後も、B氏の写真を当該グループ内で公開し続けた。これを発見したA社が直ちに当該WeChatグループを制御すると共に公安機関に通報したため、最終的に本件の悪影響を最小限に抑えることができた。

◇本法意見募集稿の要点

1、本法は中国の域外適用効力を有する。中国国外の中国公民及び中国国内のユーザーにサービスを提供する国外組織・個人が本法の規定に違反する行為を行い、中国の国家安全、公共利益、公民と組織の合法的權益を損なった場合、法的責任を追及する。

2、中国公安部がサイバー犯罪防止業務を主導し、国家インターネット情報、ニュース出版、国務院電信、金融、市場監督管理、外交、教育、商務、文化観光、ラジオ・テレビなど各関連主管部門はサイバー犯罪防止業務に協力する。

3、電信、金融、インターネット等のサービス提供者は、サイバーセキュリティ、情報セキュリティ、データセキュリティ管理制度を確立・実施する義務を負い、技術的措置及びその他必要な措置を講じ、そのサービス類型、経営規模、能力に応じサイバー犯罪防止義務を法に沿って履行しなければならない。

4、以下の分野で実名制管理を強化する。

(1) 携帯電話SIM、IoT SIM、銀行口座、決済口座の開設。

(2) インターネット情報配信、インスタントメッセージ等のサービスの申請。

(3) ネットワーク接続、ドメイン登録、サーバーホスティング、スペースレンタル、コンテンツ配信、アプリケーション配信等のサービス提供、ネットワーク回線・電話回線の開設。

電気通信、金融、インターネット等のサービス提供者は、動的な本人確認制度を確立し、SIMカード、IoT SIM、銀行口座、決済口座、ネットワークアカウント利用者の本人確認を実施しなければならない。

- 5、いかなる組織・個人も、以下の行為を含むサイバー犯罪を支援・幫助してはならない。
- (1) インターネット接続、クラウドコンピューティングサービス、コンピューティングパワーのプーリングとレンタル、サーバーホスティング、サイバーストレージ、通信伝送、ドメイン解決、コンテンツ配信、開発・運用とメンテナンス、広告宣伝、決済などの提供。
 - (2) 経済的支援の提供若しくは実質的な提供。
 - (3) 第三者のサイバー犯罪収益、データ、暗号資産などを隠匿、移転、買収、代理販売、その他の方法で偽装・隠蔽する。
 - (4) 人員募集、教育研修、証明書の取得等を支援する。
 - (5) 違法資金の流通、決済等の実施。
 - (6) 報酬を得て、情報の削除、または削除と同等の実質的効果をもたらす遮断、差し替え、表示順位の引き下げ等のサービスを第三者に提供する。
 - (7) サイバー犯罪へのトラフィック誘導等を支援する。
 - (8) 違法なアプリやソフトウェア等を不正に普及させる。

6、国家機関、社会团体、企業・事業者は、本法及び関連法令の規定に基づき、サイバー犯罪の予防、抑止、対策義務を履行しなければならない。具体的内容は公安部、国家インターネット情報部門、國務院標準化行政主管部門が業界主管部門などと共同で制定する。

7、国を跨ぐサイバー犯罪活動に対しては、国際的な法執行協力を積極的に展開し、技術的遮断措置、封印・押収・凍結措置、投資制限措置、出入国禁止措置などを導入する。

◇日系企業へのアドバイス

『サイバー犯罪防止法』の施行は、中国国内の日系企業及び日本人個人により一層安全な環境を提供すると見込まれる。各日系企業と個人は、本法意見募集稿の内容を理解することや、違法行為に巻き込まれないよう注意することに加え、サイバー犯罪発生時に損失を最小限に抑えるために、迅速・有効な対応措置をとることが不可欠である。

長城汽車、天津に車載部品工場＝年産能力40万セット

中国メディアの天津日報によると、自動車製造大手の長城汽車（河北省保定市）が天津経済技術開発区の西区で建設を進めていた車両熱マネジメントシステムと自動車ランプの製造工場が検査に合格し、稼働開始に向けた最終段階に入った。

総投資額は11億5300万元（約260億円）。敷地面積は約10万平方メートル、延べ床面積は5万7000平方メートル。車載空調システムや冷却モジュールなどの熱マネジメント関連製品に加え、各種自動車ランプの研究開発と生産を担う。設計上の年間生産能力は40万セット。全面稼働後は約1400人の雇用創出と年間約30億元の生産額を見込む。

新工場の稼働により、同開発区の自動車関連の供給体制は一段と強化され、産業集積がさらに進むとみられている。（時事）



長城汽車が天津経済技術開発区に建設の車載部品工場（同開発区の公式サイトより）